

[博士論文審査要旨]

申請者：姜 英英

論文題目 所有権理論から見た保険業における企業形態
ー日本の生命保険産業を中心としてー

審査員 米山高生
伊藤秀史
三隅隆司

保険業は、歴史的に多様な企業形態が並存してきた産業であるばかりでなく、もっとも多様な企業形態が存在する産業である。本論文は、日本の生命保険業を取り上げて、所有権理論に依拠して企業形態の選択の問題を解釈する。対象とする時代は、次の三つである。最初は、1881年から1936年の「自由競争の時代」（第3章）。この時代は、生命保険商品の設計をはじめとして、保険会社に経営全般にわたって比較的自由度の高かった時代である。これに対して、「組織的競争の時代」（第4章）とされる1957年から1995年は、価格規制を基軸とした競争制限的な規制監督の時代であった。そして、この戦後生命保険システムが変化する「金融自由化の時代」（第5章）が、三番目の時代である。

本稿の白眉は、「自由競争の時代」における、保険株式会社と保険相互会社の比較分析である。この時代は、保険技術の未成熟、規制システムの未整備などにより、経営者に比較的大きな裁量権があった。従来の保険理論では、経営者の裁量権が大きい場合には、所有者の規律が発揮しやすい株式会社形態が有利であるはずである。しかし自由競争の時代においては、資本市場が未発達だったために、株主によるガバナンスは効果的ではなかった。したがって、実費主義を標榜する相互会社が、株主配当のある株式会社よりも所有権コストが小さく、比較優位な企業形態であったという仮説を提示している。これを、契約者配当をはじめとする長期データにもとづいて検証している。

「自由競争の時代」以外の章の分析水準が劣ることが悔やまれるが、この点については今後の研鑽に期待したい。またハンスマンの所有権理論を消化しているが、それを要領よく解説できていないこと、また所有権理論と本論文の実証結果の論理的関係が理解しにくいなど、改善すべき余地はあるものの、戦前戦後の膨大なデータベースを作成し、所有権理論というユニークな理論的枠組みから、戦前の生命保険産業を分析した本研究には、論文の独自性および筆者の潜在的能力が十分に認められる。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。